平成29年9月21日
一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書2017年版」の改訂概要（2016年版から変更点）

章	主な改訂概要	2016年版 該当頁	2017年版 該当頁
2. 昇降機・遊戯施設定期検査報告書の書式及び記入要領			
	(1)既存不適格について ① 段差解消機に係る構造基準（平12建告第1413号）の一部改正により、段差解消機の昇降行程に係る規定が改正されたことを受け、以下検査事項を「既存不適格表」に追加 （改正告示の施行は平成30年4月1日） ・4(3)かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動の状況 ・4(8)用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況 ・4(9)車止めの取り付けの状況（車止めがある段差解消機のみ対象） ・5(2)乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動の状況	P50	P50
	② 遊戯施設に係る既存不適格を整理	P51	P51
3. 昇降機・遊戯施設の検査項目、検査方法及び判定基準			
	(1)遊戯施設の検査項目、検査方法及び判定基準、添付書類 ① 平20国告第284号の主な改正概要を追記	P157	P157
	② 平20国告第284号改正にあわせ、別表、検査結果表の修正	P157～P190	P157～P193
4. 昇降機の検査項目、検査方法、判定基準の解説			
	(1)ロープ式エレベーター ① かご外への連絡装置等に係る運用基準が明確化されたことに伴う解説の見直し 【平20国告第283号の改正は無し】 ・3(8)外部連絡装置(略) 設置及び作動の状況	P270	P274
	② 施錠装置について運用を明確にするため、判定基準の解説に加筆するとともに、図の追加等 【平20国告第283号の改正は無し】 ・ 4(11)施錠装置 ロック機構の状況	P283～P284	P288
	(2)段差解消機 段差解消機に係る構造基準（平12建告第1413号）改正に伴い、以下、段差解消機の検査項目に係る解説の見直し【平20国告第283号の改正は無し】		
	・4(3)かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動の状況	P444～P445	P449～P450
	・4(8)用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況	P447	P452
	・4(9)車止めの取り付けの状況（車止めがある段差解消機のみ対象）	P447	P452
	・5(2)乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動の状況	P452	P457
5. 遊戯施設の検査項目、検査方法、判定基準の解説			
	(1)５章共通【下記、全般見直し】 ① 全ての検査項目に「（ろ）検査事項」、「（は）検査方法」、「（に）判定基準」を掲載 ② 関係法令を整理 ③ 平２０国告第２８４号の改正にあわせ解説の見直し ④ 検査結果表「別記（注記）」の内容を掲載	P543～P602	P549～P642
6. 関連通知等			
	(1)定期報告関係通達及び事務連絡について、「共通（変更無し）」、「昇降機（変更無し）」、「遊戯施設（以下(2)の技術的助言を追加）」に分類分け	P603～P624	P643～P666
	(2)遊戯施設定期検査告示改正に係る技術的助言を追加	記載無し	P664～P666

※上記の他、「2016年版 正誤表（2017.8.31現在）：ホームページ掲載」について、2017年版で対応済み。

以上